

図1 保険資格確認情報(オンライン)に基づく受診記録情報の登録と外部医療機関からの診療情報の参照

- ①医療機関での受付時にオンラインでの保険資格確認を実施し、その際生成されるログを基に、受診記録（「いつ、どこで、だれが」受診したか）を生成する
- ②医療機関での診察時に、当該医療機関で受診した事実（受診記録）及び受診した結果（診療情報）を登録することについて、患者の同意を取得する
- ③他地域の医療機関での診察時に、特定の医療機関・医師に対して、診療情報を開示することについて、患者の個別の同意を取得し、診療情報を参照する

医療機関A（群馬大学医学部附属病院）

受付

オペレータカードによる認証

マイナンバーカード



患者

タッチ
(PINなし認証)

スマート医療端末

※保険資格情報は端末内に登録されたダミー情報を表示

資格情報

- ・保険者名/コード
- ・被保険者氏名
- ・加入年月日 等

相互接続基盤
医療ネットワーク

JPKI

診察

医師による ログイン認証 (HPKI)

患者による同意 (JPKI (PIN入力))

本人同意に基づく受診情報の登録



電子カルテ等端末

- ・いつ：マイナンバーカードで認証した日時
- ・どこ：受診した医療機関
- ・だれ：マイナンバーカードの電子証明書

受診履歴

医療機関B（日本海総合病院）

診察

本人同意に基づく
医師Bの参照

医師による ログイン認証 (HPKI)

患者による同意 (JPKI (PINなし認証))

医師による
患者受診履歴参照・選択

患者診療情報 (画像等) 参照



電子カルテ等端末

【図1】詳細説明

マイナンバーカードを持参した患者が医療機関の受付端末で受付をすると、医療等分野相互接続基盤経由でJPKIの仕組みを使った特別な利用者認証が行われます。この利用者認証の方法ではPIN入力を使わないため、マイナンバーカードをかざすだけで簡単に受付が完了します。JPKIにより確認された本人情報を基に、保険資格確認サービスプラットフォームから医療機関側には患者の保険資格情報が伝えられて、保険適用に必要なデータが整いますので、保険証なしに最新の情報に基づいた資格確認が可能になります。

さらに、個人毎に受診記録情報が蓄積されることで、後日に別の医療機関において受診記録を調べ、情報を特定できるようになり、以前の診療記録や診療データの取得が可能になります。情報を構成する「だれ」「どこ」については、JPKIの利用者確認の際に発生する処理データを基に構成しますが、これに「いつ」の時間情報などを付加して受診記録情報を、ネットワークを経由して受診履歴管理サービスに登録します。

受付端末には総務省実証で用いた汎用のPCも使えますが、ここにスマートフォンやタブレットを導入することで、それ自体でマイナンバーカードなどを読み取らせることが可能になるため、専用のICカードリーダーやケーブルを用意することなしに、簡便かつ安全・安価な医用端末を導入することができるようになります。